

令和5年10月定例会 教育長報告

◆ 10月の主な活動

- 14日 しずおか教師塾 第15期入塾式（清水庁舎）〔教育長〕
- 23日 校長会支部訪問（竜南小学校）〔教育長・委員〕
- 25日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 27日 静岡型小中一貫教育発表会（安部川中学校）〔教育長・委員〕

◆ 11月の主な予定

- 2日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 4日 静岡市制施行20周年記念式典〔教育長・委員〕
- 9日 第80回大都市中学校長会連絡協議会静岡大会〔教育長〕
- 24日 校長会支部訪問（賤機北小学校）〔教育長・委員〕

その他

図書館電算システム更改に伴う臨時休館について

中央図書館

1 休館期間

令和6年2月16日(金)～令和6年2月29日(木) (14日間)

2 休館する図書館

静岡市立図書館 全館

(中央・御幸町・藁科・西奈・北部・南部・長田・清水中央・清水興津・蒲原の各図書館、及び中央図書館麻機分館・美和分館・移動図書館)

※藁科図書館は大規模改修のため令和5年5月より休館中

3 休館する理由

図書館電算システムを更新するため

(データの移行、旧端末の撤去と新端末の設置・接続、職員の操作研修等)

4 利用者への対応



(1) 貸出期限

通常の2週間の貸出し期限に加え休館期間(2週間)をさらに延長

(2) 周知方法

- ・静岡市立図書館 web サイト及び図書館公式 X (旧ツイッター)
- ・市立図書館 11 館の館内掲示
- ・館内にてちらしを配布
- ・広報紙「しずおか気分」(2月号)への掲載

「電子図書館」と「従来の図書館」との図書館利用（利用者登録～本を借りて返却するまで）の流れの比較

	① 利用者登録	② 読む資料を選ぶ	③ 借りる	④ 読む	⑤ 返却する
電子図書館 (非来館型)	いつでもどこからでも、 電子端末 で氏名等をフォームに入力し、身分証明書等を添付して 送信 。 ↓ 利用開始 後日、図書館からメールで 利用者番号 がお知らせされる。	電子図書館のホームページ（HP）画面から読みたい資料（本）を選ぶ。	電子図書館のHP 上で読みたい資料（本）の「読む」（借りる） ボタン を押す。 ↓ 電子端末に資料（本）が表示される。	電子端末 で資料（本）を読む。（資料（本）は電子図書館にある情報を電子端末で閲覧するしくみ。） 音声での読み上げや文字の 拡大 が可能。	URLをクリックしてから2週間（最大貸出期間）が経過すると 自動 で返却される。（＝資料が読めなくなる。） 電子端末で2週間経たずに返却し、次の資料（本）を借りることもできる。
 場所や時間を問わず、すべて電子端末で利用可能					
従来の図書館 (来館型)	図書館の開館時間に、身分証明書等を持参し、 図書館のカウンター に行く。 ↓ 利用開始 その場で 図書館カード （＝プラスチック製）が発行される。	図書館の端末で検索したり司書に聞いたり、書架を見ながら、資料（本）を選ぶ。	図書館の カウンター に行き、借りたい資料（本）と 図書館カード を見せて貸出手続きをする。 ↓ 借りた資料（本）を持って 帰る 。	資料（本）を読む。	2週間（最大貸出期間）以内に借りた資料（本）を持って 図書館のカウンター に行き、 返却 手続きをする。 図書館の閉館時間は（図書館にある）ブックポストに返却することもできる。（CD等は不可）
 図書館を歩き来しながら、資料の貸出・閲覧・返却を行う					

電子図書館と新しいサービスについて

1 電子書籍・デジタルコンテンツの特徴について

① いつでも、どこからでも読めます。

子育てや仕事等で図書館へ行く時間がない、また図書館が近くにないことが理由で利用ができない方も、いつでもどこでも、自分の電子端末から電子書籍を読むことが出来るようになります。

深夜でも休日でも、通勤通学途中や旅行先でも、持ち運べる端末があれば時間や場所を問いません。

※電子端末＝パソコンやタブレット、スマートフォンなど

② 音声での読み上げや、文字の拡大等が可能です。

様々な理由で文字を読むことが大変な方も、読書をすることができます。

③ 永続的に資料が保存でき、利用できます。

電子媒体ですので、傷むことはなく、紛失もしません。(ただし、電子書籍は利用できる期間が限られているものもあります)

④ 小中学校とも連携して授業や読書に活かします。

小中学校の全生徒に配布されたタブレットを使って、電子書籍で調べものをしたり、朝読書ができるようになります。その際は、同じ資料を多くの生徒が同時に読むことが出来ます。将来的には、図書館にある郷土資料をデジタル化し、電子図書館のコンテンツとすることで授業で活用することもできるようになります。

2 お客様の利便性向上に繋がる、電子図書館と新しいサービスについて

① 図書館に来ることなく、利用申請ができるようになります。

どこからでも、電子申請システムに住所・氏名等を入力し、本人確認書類の画像を添付して図書館利用者登録を申込できます。後日、図書館から利用者番号が附番され、電子図書館や図書館の資料が借られるようになります。

② どこからでも資料が借りられて、自動で返却されます。

電子図書館の資料の貸出や予約は、いつでもどこからでも可能です。また貸出期限が来たら、資料は自動的に返却されます。

・貸出点数：3点以内 ・貸出期限：2週間以内 ・予約点数：3点以内

③ お客様の声を聞く機能を充実させます。

電子図書館に対するお客様の希望や評価を伺うアンケートを設置します。

また、レファレンス(調べもの)を入力するためのフォームも常設し、お客様の声に即時返答できる機能を充実させます。

3 その他の、電子図書館と新しいサービスについて

・電子図書館は令和6年3月1日開設予定です。

・電子図書館開設時の資料数は、1,250点(予定)です。 ※令和6年度以降も同程度の資料を購入予定

・電子図書館を利用できる方は、静岡市在住または市内に通勤通学をしている方に限ります。

・すでに図書館カードを持っている方は、新たに電子図書館を利用するための申請は不要です。(電子図書館を利用できる方は静岡市在住または市内に通勤通学をしている方に限ります。)

・すでに図書館カードを持っている方も、今後は電子端末に利用者情報(バーコード)を表示できるようになりますので、図書館カードの持ち歩きは不要になります。